

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第21号

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則（平成14年香川県規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の提出)</p> <p>第5条 条例第4条の規定による申請書の提出は、<u>香川県県税事務所の長</u>を経由してしなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>2 この規則は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(申請書の提出)</p> <p>第5条 条例第4条の規定による申請書の提出は、<u>課税地を所管する県税事務所又は香川県小豆総合事務所</u>の長を経由してしなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>2 この規則は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。